

## 第6回対馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年11月27日(金) 午前10時30分から午前11時40分

2. 開催場所 峰地区公民館 2階 講堂

3. 出席委員 (21人)

1番 太田吉雄	3番 桐谷善明	4番 小島喜介
5番 畑島孝吉	6番 庄司幹雄	7番 長瀬 円
8番 初村重政	9番 岡村高史	11番 吉野敏
13番 佐伯武久	14番 佐伯理	16番 兵頭 榮
17番 御手洗輝美	18番 糸瀬安則	19番 小宮貞司
20番 小宮正至	21番 神宮教子	22番 須川久己
25番 高松武人	26番 春田新一	27番 中村國安

4. 欠席委員 (6人)

2番 鬼橋孝幸	10番 松村英二	12番 阿比留なみ恵
15番 永留縫子	23番 縫田和己	24番 上野秀一

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第18号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)  
議案第19号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)  
議案第20号 非農地証明書交付願いについて  
議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局参事兼課長補佐	庄司 克 啓
農林水産部農林・しいたけ課主任	石丸 真
中対馬振興部地域振興課副参事兼係長	中村 龍 一
上対馬振興部地域振興課副参事兼係長	庄司 伸 吾

## 7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成27年度第6回対馬市農業委員会総会を開会いたします。

現在の委員定数は27名、本日の出席者は21名で、総会は成立しますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程 第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、11番の吉野敏委員、13番の佐伯武久委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についておはかりします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、本日、1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第16号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。1から2ページにかけて、掲載しております。

豊玉町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに、畑14筆、田1筆の計15筆を贈与するもので、経営面積は9,486平米でございます。以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

（13番委員挙手）

13番 佐伯武久委員

担当地区の阿比留なみ恵委員が欠席していますので、代わりに説明致します。

11月17日に〇〇さん中対馬振興部の中村さんと阿比留委員が現地を確認しておられます。

〇〇さんと〇〇さんは親子になります、〇〇さんが高齢になりますので、息子さんに贈与しまして経営移譲することになります。

何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

## 議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。本議案につきまして、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます。原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第17号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の3ページをお開き願います、

議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。

豊玉町〇〇の〇〇さんから、福岡市中央区の〇〇株式会社に畑1筆、916平方米を賃貸借で、事務所及び駐車場用地に転用するものでございます、位置図、配置図等は4から13ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(14番委員挙手)

### 14番 佐伯 理委員

17号議案について説明します。11月25日に申請者であります〇〇の担当者と委員会事務局の庄司課長補佐、中対馬振興部の中村さんと私の4名で現地確認を致しました。

申請者の事務所は現在、発電所の構内に設置してありますが、発電所の増設計画に伴い、移転を余儀なくされ、新事務所については発電所の近くが望ましいとのことで、構内で探しておりましたが、必要な面積が足りなかったため、やむを得ず構外に代替地を探すことになったそうです、その結果、申請地が 発電所の近くで、また、耕作をされていなかった為、申請に至ったものであります。

申請地は長年、耕作をされていなかった為、荒れており、周囲の農地は通路を挟んだ東側にありますが、転用による影響はないとおもわれます。

事業の内容は、事務所用プレハブ2棟の建築と駐車場の整備であり、排水関係

も合併浄化槽から水路に放流するように計画されており、問題ないと思われま  
すので、ご審議の程よろしく申し上げます。

## 議 長

ただ今、地元委員さんからの補足説明が終わりました、質疑等ございませんで  
しょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします。

議案第17号につきまして、原案のとおり許可相当に、賛成の方の挙手をお願  
いします。

全員賛成でございます。許可相当とし当委員会の意見をふしまして、県知事に  
進達することに決定いたします。

次に、議案第18号の「農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第2  
回）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の14ページをお開き願います、議案第18号、平成27年度農用地利  
用集積計画について（農地中間管理事業第2回）でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
基づき、申出のあった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の  
定める所による利用権設定に対し農業委員会総会での決定の必要があり、提案す  
るものであります。

利用権設定の件数177件、内訳、貸し手177人、借り手1人でございます。  
農地の内訳、田352筆の450, 286平米、畑228筆の199, 574平  
米、合計の580筆の649, 860平米でございます。

次のページをお開き願います。地区別一覧及び、農用地利用集積計画は別添資  
料1のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

## 議 長

次に、農林・しいたけ課の説明をお願いします。

(農林しいたけ課挙手)

## 農林しいたけ課課長補佐

農林しいたけ課の日高と申します、よろしく申し上げます。私の方より別添資  
料1について、説明させていただきます。

地区別一覧をつけていますが平成27年度に重点地区としまして新たに7地区  
を追加しまして、今回、地区別一覧表のとおり申請いたしております。

内容としまして、地区名、筆数、取扱面積を読み上げます、厳原町、〇〇地区  
の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で筆数282筆、取扱面積310, 050平米。

美津島町は〇〇と〇〇で〇〇71筆、20, 625平米、〇〇18筆、20,

625 平米です。

豊玉町〇〇18筆、19, 699 平米、〇〇14筆、12, 685 平米、〇〇については昨年度より取り組んでいます。

〇〇、26筆、27, 213 平米、これはですね、前回の6月の総会のときも出しておりまして、その追加になります。

〇〇、41筆、54, 550 平米。田8筆、13, 479 平米。峰町〇〇55筆、45, 429 平米。上県町〇〇37筆、42, 137 平米、上対馬町〇〇10筆、5, 433 平米。

合計580筆で649, 860 平米を取りまとめております、詳細につきましては、次のページ以降に1番から177番まで示しております一覧表のとおりとなっております。

添付の図面について説明させていただきます、色だけになってしまいますが、黄色いのが以前に契約が成立している土地であります。今回の申請は赤色で表示しております。なお、契約期間は平成27年12月10日から平成38年1月11日まで10年1月で契約しております、以上で説明を終わります。

## 議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

### 18番 糸瀬安則委員

お尋ねしますが、上県町〇〇でございますが、この地域は場所的に〇〇ですか、〇〇ですか。

(〇〇です。)

そうすると、この地域にはどのような物を耕作されるような計画をなされておられるのか、あるいは牛の飼料あたりをされるのか、土地改良事業で、工事も完成している場所でもありますから、負担金の支払いも、まだされていると思いますが、米を耕作されるか、飼料を耕作されるか、わかりますか。

(農林しいたけ課挙手)

### 農林しいたけ課課長補佐

〇〇地区は水稻と牧草が中心であります、中間管理事業で契約後も同じ作物を継続し、栽培していくと聞いております。

土地改良の負担金ですが、立て替えて支払をし、現在耕作されておりますが、同じ人が、中間管理事業を利用し契約され継続して耕作されます。

## 議 長

ほかに、質疑はないでしょうか。質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

本議案につきまして、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成でございます。原案のとおり承認することに決定いたします。

す。

次に、議案第19号の「農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業第2回）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

## 事務局長

議案書の16ページをお開き願います、議案第19号、平成27年度農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業第2回）でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

権利の設定を受ける者29人、農地の内訳は議案18号と同じでございます、農用地利用配分計画（案）は別添資料2のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

## 議長

次に、農林・しいたけ課の説明をお願いします。

（農林しいたけ課挙手）

## 農林しいたけ課課長補佐

配分計画案について説明させていただきます、別添資料2の方をご覧くださいと思います。

2ページをお開きください、表の見方を説明いたします、整理番号が左上に1番があります、その右の上の段が利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所が表示されております、下の段が設定する者の氏名又は名称及び住所の表示で長崎県振興公社であります、それから農地一覧がありまして、始期が平成28年1月12日からすべて10年間になっております、借賃が次の行にあります、0円契約のものから賃料が発生するものまで、入り交じっております。

それでは29名の番号順に名前と住所と筆数、面積を読み上げます。

整理番号1、〇〇、豊玉町〇〇、18筆、19,669、主に豊玉町〇〇でございます。

整理番号2、対馬市農業振興公社で峰町三根3-30、筆数132、面積150,911、地区としましては、〇〇、〇〇の〇〇地区と〇〇になります。

6ページの整理番号3、〇〇、上県町〇〇、筆数6、面積4,041、地区は〇〇になります。

整理番号4、〇〇、上県町〇〇、筆数13、面積15,606、〇〇になります。

整理番号5、〇〇、上県町〇〇、筆数15、面積19,378、〇〇になります。

整理番号6、〇〇、上県町〇〇、筆数2、面積2,708で〇〇になります。

整理番号7、〇〇、上県町〇〇、筆数1、面積408、〇〇になります。

整理番号8、〇〇、峰町〇〇、筆数3、面積2,781、〇〇になります。

整理番号9、〇〇、豊玉町〇〇、筆数26、面積27,213、〇〇になります。

整理番号 10、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 24、面積 39,703、ここは6月も申請し昨年にも申請しましたが、〇〇組合の〇〇さんを代表として契約をしています。

整理番号 11、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 3、面積 988。

整理番号 12、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 12、面積 19,595。

整理番号 13、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 1、面積 2,784。

整理番号 14、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 3、面積 1,822。

整理番号 15、農事組合法人 檜椎小原、巖原町〇〇、筆数 268、面積 285,679、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇になります。

この檜椎小原さんは、今年の9月に佐須機械利用組合が法人化を行いまして、新しく出来た法人で借受を行っています。

整理番号 16、〇〇、巖原町〇〇、筆数 2、面積 3,881、〇〇になります。

整理番号 17、〇〇、巖原町〇〇、筆数 5、面積 10,224、〇〇になります。

整理番号 18、〇〇、巖原町〇〇、筆数 1、面積 1,970、〇〇になります。

整理番号 19、〇〇、巖原町〇〇、筆数 1、面積 231、〇〇になります。

整理番号 20、〇〇、巖原町〇〇、筆数 1、面積 4,695、〇〇になります。

整理番号 21、〇〇、巖原町〇〇、筆数 4、面積 3,370、〇〇になります。

整理番号 22、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 5、面積 4,199、〇〇になります。

整理番号 23、〇〇、峰町〇〇、筆数 2、面積 1,932、〇〇になります。

整理番号 24、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 9、面積 8,486、〇〇になります。

整理番号 25、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 1、面積 980、〇〇になります。

整理番号 26、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 1、面積 380、〇〇になります。

整理番号 27、〇〇、豊玉町〇〇、筆数 4、面積 1,777、〇〇になります。

整理番号 28、〇〇、峰町〇〇、筆数 7、面積 9,020、〇〇になります。

整理番号 29、〇〇、上対馬町〇〇、筆数 10、面積 5,433、〇〇になります。

この方は、〇〇にありました、〇〇の農園であります。

以上、簡単ですが配分計画案の説明でございます、よろしく申し上げます。

## 議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

### 18番 糸瀬安則委員

事務局に伺いたいのですが、今回申請の他に計画があるかどうか、対馬全島に遊休農地の解消のために農業委員も頑張っていると思いますが、中間管理事業の方が有効だと思いますので、これからの計画をお尋ねいたします。

(農林しいたけ課挙手)

### 農林しいたけ課課長補佐

質問にありました、今後の中間管理事業をどのようにするのかについて説明致

します、

昨年度、当初2地区を設定しまして、それから今年度は、7地区の重点地区を設定して推進しております。

それから、対馬を上地区と下地区に分け推進委員2名体制で、地域に入ってもらっております。

来年も大きな農地の集落、担い手のおられる所を相談させてもらいながら進めていきたいと思いますが、重点地区はまだ設定はしておりません。

また、上県町の佐護、仁田地区にも皆様のご了解があれば推進していきたいと思っております。

耕作放棄地の対策としまして、この事業をどうなのかと話がありましたが、実際の目的はそこにあるのですが、対馬島内では、口約束をもとに土地を貸し借りしておられるのが現状で、それを、中間管理事業で契約に移行するのが現在の状況であり、大変な事務量になっております。

本来の耕作放棄地の対策ですが、実際の目的はそこにあるのですが、手が届いてない状況です。

(18番委員挙手)

## 18番 糸瀬安則委員

中間管理事業もいいのですが、未だにトラクターも入らないような農地が多い訳であります、高齢化で担い手不足ということで、今後の対馬の農地をどのようにするのが良いのかと考えますと耕地整備、基盤整備が必要だと思いますので、農林課でも力を注いでもらいたい、先ほど言いましたように、トラクターも入らない所を推進しても無理な所がありますので、農林課の計画の中に耕地整備、基盤整備の計画を入れてもらいたい、これは要望であります。

## 議 長

ほかに、ありませんか。質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

本議案につきまして、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いいたします、全員賛成でございます。

原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第20号「非農地証明書交付願いについて」を議題とします、今回は2件でございます、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の17ページをお開き願います、議案第20号、非農地証明書交付願いについて、でございます。

番号1、申出人は巖原町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑1筆、でございます。

位置図、写真等は、18から21ページをご参照ください。

番号2、申出人は峰町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑2筆でございます。



位置図、写真等は、22から26ページをご参照ください。  
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(8番委員挙手)

8番 初村重政委員

番号1の申請について説明します、申請をされている所は昭和60年頃より、農業用倉庫と利用されていた所ですが、その後、写真を見ていただければわかると思いますが、〇〇の〇〇の事務所として、一部屋は使っておられ、2階の方は倉庫として、使ってあったところでございますが、この度の申請はどぶろくの製造をするためでございます、地域の振興にもなりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 (27番 中村國安委員)

25日の9時に課長補佐と地主の〇〇さんと、私で現地を確認しました、写真を見ていただければ、わかると思いますが、草木が茂っております。

山の下で日当たりが悪く、借りる人もいないため、今回の申請になりました、審議の程よろしく申し上げます。

議 長

地元委員さんからの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします、本議案につきまして、原案のとおり、賛成の方の挙手をお願いします、全員賛成でございます。

原案のとおり交付することに、決定いたします。

次に、追加であります、議案第21号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

追加議案書の1ページをお開き願います、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。

東大阪市東山町の〇〇さんから、巖原町〇〇の〇〇に田1筆4,847平米を売買で、農業用施設(堆肥舎)用地に転用するものでございます、位置図、配置図等は2から11ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(3番委員挙手)

### 3番 桐谷善明委員

11月24日の9時半頃、農林課の内山さんと現地視察を実施しました、3ページから5ページをご覧ください、現在、田でありますが35年くらい耕作されておられません、しかし、あまり荒れておらない状態です。

今回、申請の〇〇さんは、しいたけ栽培を大々的にされており、その廃材を利用して、堆肥作りをされるための申請であります。

追加で申し訳ありませんが、ご審議の程、お願いします。

### 議 長

地元委員さんからの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います、本議案につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます。

許可相当とし当委員会の意見をふしまして、県知事に進達することに決定いたします。

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、審議いただき、無事終了することができ、ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんでしょうか。  
(質疑無しの声あり)

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。

---

会 長 中 村 國 安

---

署名委員

---

署名委員